

令和4年10月5日
築上町 発表資料

職員の懲戒処分について

令和4年10月5日付けで、下記の職員を免職としましたので、お知らせします。

記

- (1) 所属課 子育て・健康支援課
- (2) 職 級 会計年度任用職員
- (3) 年 齢 60代
- (4) 処分内容 免職
- (5) 処分年月日 令和4年10月5日
- (6) 処分理由

当該職員は、令和4年9月16日、親族宅から帰宅する途中、車内で日本酒約400mlを飲み、そのまま自動車を運転しました。蛇行運転している自動車があるとの通報により周囲を捜索中の警察官に職務質問されました。基準値の9倍を超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されたため、築上町職員懲戒取扱規則の規定に基づき免職としました。

問い合わせ
総務課 人事秘書係
電話 0930-56-0300